

# 青森県報

第二千六百八十八号

平成十八年  
十月四日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則……………(林政課) ……一

### 告 示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……一

結核予防法による医療機関の指定……………(同) ……二

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……三

右 同……………(同) ……三

県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……三

右 同……………(同) ……四

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……四

建設業者の許可の取消……………(三八地域) ……四

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……五

### 出先機関

土地改良区の役員の就任……………(中南地域) ……五

(中南地域) ……五

土地改良区の役員の就任及び退任……………(三八地域) ……五

## 規 則

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十八号

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則

青森県民有林野造林補助規則(平成十年三月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号を次のように改める。

五 里山エリア再生事業

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県民有林野造林補助規則の規定は、平成十八年度分の補助金から適用する。

## 告 示

青森県告示第七百二十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
坂本内科クリニック	八戸市吹上三丁目六の二	平成一六・九二

青森県告示第七百二十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十八年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
坂本内科クリニック いちい薬局五所川原 旭町店	八戸市吹上三丁目六の二 五所川原市字旭町二五の七	平成一六・九二 一六・九二

青森県告示第七百二十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により告示する。

平成十八年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 事業所	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
------------	--------------------	------------------	-----------------------	-----	-------	-----------

株式会社 北便	青森市大字野木 字野尻六一の四	特定介護 用具販売	株式会社北便	平川市日沼富岳 二九の五	平成一六・九二
株式会社 北便	青森市大字野木 字野尻六一の四	福祉用具 貸与	株式会社北便	平川市日沼富岳 二九の五	"
株式会社 北便	青森市大字野木 字野尻六一の四	訪問看護 看顧	株式会社北便	平川市日沼富岳 二九の五	"

青森県告示第七百二十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の九第一号の規定により告示する。

平成十八年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビス の種 類	介護予 防サ ビス事業を 行う事業所	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社 北便	青森市大字野木 字野尻六一の四	特定介護 用具販売	株式会社北便	平川市日沼富岳 二九の五	"	"
株式会社 北便	青森市大字野木 字野尻六一の四	福祉用具 貸与	株式会社北便	平川市日沼富岳 二九の五	"	"
株式会社 北便	青森市大字野木 字野尻六一の四	訪問看護 看顧	株式会社北便	平川市日沼富岳 二九の五	"	"

青森県告示第七百二十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第一項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により告示する。

平成十八年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	沼田医院 下田薬局 すずらん調剤薬局	所 在 地	上北郡六戸町大字大落瀬字後田一七の一 上北郡七戸町字七戸五六の一 青森市長島二丁目七の六山上ビル二階	指 定 年 月 日	平成一六・一〇・一 " " "
-----	--------------------------	-------	--	-----------	-----------------------

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成十八年九月二十二日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人コスモス園友愛の会
  - 三 代表者の氏名  
北村 道子
  - 四 主たる事務所の所在地  
八戸市大字尻内町字畑田二九の三
  - 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者及びその家族に対して、自立した生活を営むために必要な生活支援等に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
- ~~~~~
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成十八年九月二十二日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人グリランドスノーキャットチーム
  - 三 代表者の氏名  
吉崎 景子
  - 四 主たる事務所の所在地  
十和田市大字奥瀬字十和田一六
  - 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般の人々に対して、雪上車を運行する事業を行うことにより、冬期間の観光振興と地域の活性化に寄与することを目的とする。
- ~~~~~

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、白山地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成十八年十月五日から同年十一月二日まで
- 三 縦覧の場所  
五所川原市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、切谷内地区の県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成十八年十月五日から同年十一月二日まで
- 三 縦覧の場所  
五戸町役場

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称 平川市石郷柳田三四の一	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 弘前市大字北園二丁目二の八 中西 孝夫
三沢市東岡三沢二丁目五二の一及び五二の三から五二の二二まで	三沢市泉町二丁目二七の八九 野々宮 勝美

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ランナー企画
- 二 代表者の氏名 井上 美壽穂
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字窪田二〇の一五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一六一二二号
- 五 取消年月日 平成十八年九月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十八年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社類政設備工務店
  - 二 代表者の氏名 大久保 富男
  - 三 主たる営業所の所在地 八戸市長者三丁目四の三四
  - 四 許可番号 青森県知事許可（特 一三）第一一三四号
  - 五 取消年月日 平成十八年九月十三日
  - 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る特定建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実
- 平成十八年八月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 村田興業株式会社
- 二 代表者の氏名 村田 隆明
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野三丁目一の
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一四）第一三四六号
- 五 取消年月日 平成十八年九月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、建築、大工、とび・土工、ほ装工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十八年九月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、津軽平川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年十月四日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
理 事	相馬義三	弘前市大字松木平字松元九五	平成一六・一三

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、馬淵川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年十月四日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び 退任 の 年 月 日
理 事	清川 長一	八戸市大字尻内町字前明戸四	平成一六・一三就任
"	松倉 新一	" 字矢沢七二	"
"	佐藤 幸雄	大字櫛引字櫛引六八	"
"	上村 一博	大字尻内町字張田七二	"
"	大嶋 孝吉	" 字北熊ノ沢一七の七〇	"
"	岩澤 安則	大字櫛引字一日市二三	"
"	大関伊志造	大字尻内町字三条目二二の二	"
"	上村 邦雄	" 字田端一九の二	"
"	清水端政男	大字田面木字下田面木二〇の一	"
"	上野 良吉	大字尻内町字正法寺九四	"
"	山本 長一	" 字大仏四九	"
"	上野 豊治	" 字正法寺五の二	"
"	三浦 政志	" 字矢沢四一	"
"	嶋森 一志	大字豊崎町字下永福寺三一の一	"
"	寺澤 富治	大字櫛引字上明戸八七の四	"
監 事	三浦 正純	" 字一日市九二	"

中村 辰藏	大字豊崎町字下永福寺三三	〃
小笠原武治	大字尻内町字尻内五六	〃
清川 長一	〃 字前明戸四	〃
馬渡 欽作	〃 字矢沢七六の一	〃
小向 信一	〃 字張田四の八	〃
佐藤 幸雄	大字櫛引字櫛引六八	〃
三浦 松藏	大字尻内町字矢沢四一	〃
岩沢 安則	大字櫛引字一市二三	〃
山本勲之丞	大字尻内町字大仏一三の一	〃
嶋森 一志	大字豊崎町字下永福寺三二の一	〃
河目 薫	大字尻内町字三條目九の四	〃
原 景二	大字田面木字長者森四の二	〃
上野 豊治	大字尻内町字正法寺五の二	〃
上野 良吉	〃 〃 九四	〃
笹渡 忠丕	〃 字張田五三の一	〃
寺澤 富治	大字櫛引字上明戸八七の四	〃
三浦 正純	〃 字一市九二	〃
中村 辰蔵	大字豊崎町字下永福寺三三	〃
小笠原武治	大字尻内町字尻内五六	〃

六・五三退任

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭